

令和6年度 T-Messe2025富山県ものづくり総合見本市開催準備
全体コーディネート事業業務委託公募型プロポーザル 実施要領

1 趣旨・概要

富山の優れたものづくり技術や製品を国内外に情報発信し、商談機会の創出を図るとともに、学生・生徒等のものづくりマインドの涵養に繋げることを目的とした富山県ものづくり総合見本市の企画、立案、調整、運営等の開催準備全体コーディネート事業を委託する事業者選定のためのプロポーザルを実施する。

2 委託業務の内容

仕様書のとおり

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 委託上限額

金4,000千円以内（消費税及び地方消費税含む）

当該金額の範囲内で経費見積書を提出すること。なお、提案された企画については、その内容の変更に伴い所要経費の削減を行うこともある。

※上記限度予定額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定します。

5 提案者の資格要件等

(1) 提案できる者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

ウ 公示日から本件業務の提案書等の提出の日までのいずれかの日においても、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。

エ 公示日から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれかの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申し立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者ではないこと。

オ 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。

カ 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が、

上記要件に該当する団体) でないこと。

キ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団でないこと。

ク 暴力団またはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等でないこと。

ケ 上記キ及びク、それらの構成員(以下「暴力団等」という。)の利益となる活動(暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。)を行う法人等でないこと。

コ 役員等(法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。)が暴力団等の利益となる活動を行う法人等でないこと。

サ 役員等が暴力団等社会的に不適切な交友関係(相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。)を継続的に有している法人等でないこと。

シ 富山県内に本拠地を置き、かつ富山県からの業務委託の実績のある法人であること。

(2) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 上記(1)の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。

イ 複数の提案書等を提出したとき。

ウ 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。

エ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

オ 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

カ そのほか不正な行為があったとき。

6 スケジュール

- (1) 参加申込締切 : 令和6年10月18日(金) 17時まで
- (2) 必要書類提出締切 : 令和6年10月25日(金) 17時まで
- (3) 書類審査実施期間 : 令和6年10月28日(月)～31日(木)
- (4) 採択者決定予定日 : 令和6年11月上旬
- (5) 契約締結予定日 : 令和6年11月中旬以降

7 提出書類・提出期限等

- (1) 【別紙3】参加申込書

※令和6年10月18日（金）17時（必着）までに、電子メールまたは郵送にて申し込むこと。必ず電話で到着確認をすること。

(2) 提出書類（様式任意）

① 企画書

【別紙1】仕様書の「2 委託業務の内容」に関して、企画・運営案等を提示すること。

② 経費見積書

③ 法人概要

④ 実施体制

⑤ 業務実績

※上記①～⑤の提出期限は、令和6年10月25日（金）17時までとする。

(3) 提出方法：電子メール又は郵送

(4) 本プロポーザルにおいては、プレゼンテーションは実施せず、上記書類をもって審査する。

〔評価の観点〕

① 企画内容について適切であるか

② 実施、運営体制について適切であるか

③ スケジュールについて適切であるか

④ 予算の執行について適切であるか

※概算見積書の見積額が安価な提案を行った者を、第一義的に採用するものではないことに留意すること。

8 その他

(1) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、【別紙4】質問書により提出すること。

ア 提出方法：電子メール

<宛先> 富山県ものづくり総合見本市実行委員会

(富山県商工労働部立地通商課物流通商係)

電子メール：arichitsusho★pref.toyama.lg.jp (★を@に変換)

(TEL：076-444-3400 FAX：076-444-8753)

<件名> 【質問】全体コーディネート事業業務委託プロポーザル

<本文> 質問者 (会社名、役職、氏名、E-mailアドレス等)

イ 質問受付期限：令和6年10月18日（金）17時まで

ウ 回答方法：回答は、全ての参加事業者に通知する。

エ 受け付けない質問項目

① 評価基準の配点に関する質問

② 他の応募者に関する質問

③ その他、プロポーザルに参加する者として適切でない質問

- (2) 本プロポーザルの結果は、採用・不採用にかかわらず、後日書面で通知する。
なお、決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせには応じないものとする。
また、提案に係る費用弁償はしない。
- (3) 本プロポーザルは、都合により中止することがある。
- (4) 採用者は、富山県ものづくり総合見本市実行委員会と委託契約を締結する。
- (5) 提出書類等は返却しない。
- (6) 本業務委託の受託が、「令和7年度 T-Messe2025富山県ものづくり総合見本市
全体コーディネート事業業務」を受託することを保証するものではない。

<連絡先>

富山県ものづくり総合見本市実行委員会
(富山県商工労働部立地通商課物流通商係)
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7